

療育手帳のしおり（18歳以上の方対象）

目的

知的障がいがあって日常生活に支障が生じているために、特別な支援が必要な方が、一環した相談・援護を受け、さまざまな制度や福祉サービスの利用をしやすくすることを目的に交付するものです。

対象者

児童相談所（18歳未満）または知的障害者更生相談所（18歳以上）で、知的障がいの程度が基準に該当すると判定された方に交付します。交付を受けるためには、申請が必要となります。

知的障がいの程度

A1（総合最重度） A2（総合重度） B1（総合中等度） B2（総合軽度）
 ※知能検査、社会生活能力検査、介護指導度のそれぞれの程度を総合して判定します。

申請から交付までの流れ

- ①まずはお電話にて当所にご相談ください。
- ②お住まいの市町村役場担当窓口にて申請の手続きを行ってください。
- ③市役所から当所に申請書が届き次第、判定日時の予約調整を行います。
- ④判定当日は、本人には知能検査を受けていただきます。保護者からは本人の生育歴等を詳しく伺います。判定には概ね2時間程度かかります。
- ⑤判定の結果、療育手帳に該当する場合は、結果通知と一緒に後日手帳を交付します。なお、判定から交付には概ね1ヶ月程度かかります。

●市町村担当窓口での必要書類

- ・療育手帳交付申請書（市町村窓口にあります。印鑑が必要です。）
- ・写真（縦4cm×横3cm、脱帽・上半身、おおむね6ヶ月以内のもの）
- ・おおむね18歳以前に知的な遅れがあったことを証明する書類
 （例）母子手帳、療育機関等の診断書、成績通知表、知能検査の結果等のコピー
- ・精神科通院中の場合は、主治医による医学的意見書 など

- *市町村の担当窓口で、本人の生育歴、生活歴、現在の生活状況等について、聞き取りを行います。
- *申請にあたっては、原則、本人が療育手帳（知的障がい者の手帳であること）を理解し、判定を受ける意志を持っていることが必要です。

再判定

障がい程度を確認するため、再判定を行います。
 手帳にある「次回判定」欄の時期が近くなったら（おおむね3ヶ月前から）、市町村担当窓口ご連絡してください。

- 必要なもの 現在持っている療育手帳

問い合わせ先

●市町村担当窓口

大分市障害福祉課	097-537-5786	杵築市福祉事務所	0977-75-2405
別府市障害福祉課	0977-21-1413	宇佐市福祉課	0978-27-8141
中津市福祉支援課	0979-22-1111	豊後大野市社会福祉課	0974-22-1001
日田市社会福祉課	0973-22-8290	由布市福祉課	097-582-1265
佐伯市障がい福祉課	0972-22-4514	国東市福祉課	0978-72-5164
臼杵市福祉課	0972-86-2710	姫島村民福祉課	0978-87-2278
津久見市社会福祉課	0972-82-9519	日出町福祉対策課	0977-73-3126
竹田市社会福祉課	0974-63-4811	九重町健康福祉課	0973-76-3821
豊後高田市社会福祉課	0978-25-6178	玖珠町福祉保健課	0973-72-1115

●県担当窓口

大分県知的障害者更生相談所（大分県こころとからだの相談支援センター）
 〒870-1155 大分市大字玉沢908番地
 電話：097-542-3117 FAX：097-541-6627



必要な届出

手帳の交付があった後、下記の表のような場合は、市町村担当窓口へ届出や申請してください。

種類	内容	必要なもの
手帳に記載されている内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> 本人、保護者の氏名や住所など手帳に記載されている内容が変わったとき *違う市町村に変わったときは、転入先の市町村に届け出てください。 *県外から転入して大分県の療育手帳取得を希望する場合は、新規申請をしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 記載内容変更届 現在持っている手帳 変更内容が確認できるもの
再交付	<ul style="list-style-type: none"> 手帳をなくしたり、破いたり汚したりして使えなくなったとき 判定の記録を記載する欄が終了したとき 程度変更（A+B）があったとき 	<ul style="list-style-type: none"> 交付申請書 写真 現在持っている手帳（なくした場合を除く）
返還	<ul style="list-style-type: none"> 新しい手帳を交付されたとき 再判定の結果、非該当になったとき 転居後、他自治体の手帳を交付されたとき 本人が亡くなったとき 	<ul style="list-style-type: none"> 返還届 現在持っている手帳

判定結果証明書の交付

各制度の利用などにあって、知能検査等の結果が必要な場合は、判定結果の証明書を交付することができます。

- 申請先 大分県知的障害者更生相談所
- 必要書類
 - ・証明書等交付申請書
（市町村窓口、知的障害者更生相談所にあります。大分県庁のホームページ（知的障害者更生相談所のページ）からもダウンロードできます。）
 - ・療育手帳のコピー
 - ・（郵送での受取りを希望する場合）返信用封筒に320円分の切手を貼付したものを同封（持参）してください。
- 申請方法 本人または保護者が、必要書類を郵送、または持参してください。
それ以外の方が申請や受取りを行う場合は、必ず委任状と身分証明書（運転免許等）の写しも併せて提出してください。 ※FAXでの申請はできません。
- 受領方法 自宅に郵便で送付、または知的障害者更生相談所で受け取ることができます。

*証明書の発行には、必要書類を受け付けてから1週間から10日程度かかります。

療育手帳の活用

手帳の交付を受けると、下記の表のような制度やサービスが受けやすくなります。

なお、表は一応の目安で、障がい程度や所得などの要件がある場合がありますので、具体的な内容は、それぞれの窓口にご相談してください。

制度の内容	障がい程度				窓口
	A1	A2	B1	B2	
特別児童扶養手当	○	○	○		市町村障害福祉担当課
特別障害者手当	○				市町村障害福祉担当課
税制上の優遇措置（所得税、相続税、住民税など）	○	○	○	○	税務署 市町村税務担当課
自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免	○	○			県自動車税管理室
重度心身障がい者医療費給付事業の利用	○	○			市町村障害福祉担当課
障害福祉サービスの利用	○	○	○	○	市町村障害福祉担当課
心身障害者扶養共済制度の利用	○	○	○	○	市町村障害福祉担当課
住宅改造助成事業の利用	○	○			市町村障害福祉担当課
公営住宅の優先入居	○	○	○		県、市町村住宅担当課
JR旅客運賃の割引	○	○	○	○	JR各駅窓口
航空運賃の割引	○	○	○	○	各航空会社窓口
バス運賃の割引	○	○	○	○	各バス会社窓口
タクシー運賃の割引	○	○	○	○	各タクシー会社
船舶運賃の割引	○	○	○	○	各船舶会社
有料道路通行料金の割引	○	○			市町村障害福祉担当課 西日本高速道路
NHK放送受信料の減免	○	○	○	○	NHK放送局
携帯電話料金の割引	○	○	○	○	各携帯電話会社
レジャー施設、文化施設等の入場料割引	○	○	○	○	各施設
トライアル雇用、職場適応訓練など就労支援制度の利用	○	○	○	○	公共職業安定所
企業の障害者雇用率の対象	○	○	○	○	

*その他、市町村独自のサービスもあります。お住まいの市町村によって異なりますので、市町村担当窓口でお尋ねください。